

お見舞金申請時 必要書類一覧

内容	サービス区分	見舞金請求に必要なもの	対象機器	お見舞金	利用回数制限
基本サービス	故障見舞金	【一部故障（修理可能）】 ・事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・修理に際してメーカー・店舗等が発行したリペアレポートなど、一部故障を証明できる書面 ・修理費用がわかる領収書 ・損害状況・損害品の写真 【全損（修理不能）】 ・当社指定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・修理に関するメーカーの発行するリペアレポートなど、対象端末が修理不可であることを証明できる書面 ・新規購入した費用がわかる領収書 ・対象端末に代わる端末（対象端末と同種の機器）を新規購入をしたことが証明できる書面（メーカー保証書・携帯契約書 等） ・損害状況・損害品の写真	ルーター ゲーム機 音楽プレイヤー	最大1万円	年1回まで
			パソコン スマートフォン タブレット端末	一部故障・最大1万円 全損：最大5万円	
追加サービス	故障お見舞金 (追加オプション)	同上	同上	同上	同上 (各追加オプション毎)

・基本サービス及びオプションすべての利用により支払われるお見舞金上限額は、1年間（起算日は利用開始）につき10万円です。

・対象端末の故障により利用者 に生じた実際の損害額が、上記お見舞金を下回る場合 利用者にお支払するお見舞金は生じた実際の損害額とします。

・「故障お見舞金（追加オプション）」のみ複数単位申し込みが可能です。

N/20150807